

住民監査請求における監査委員の勧告に基づき知事が講じた措置について

1 ポイント

都が発注した予定価格が8,000万円以上の造園工事にかかる工事請負契約に伴う経費の支出について、次の措置を講じることを勧告した。

当該造園工事のうち、公正取引委員会が課徴金納付命令を行うに当たって談合行為の存在を認定した33件について損害額を算定し、平成14年11月30日までに損害賠償請求権を行使すること。

勧告に対し、平成14年11月19日付けで、知事より次の措置を講じた旨の通知があった。

損害額を契約金額の10%相当額と算定し、損害賠償請求を行った。

2 請求の概要

- (1) 件名 大型造園工事における談合行為による損害賠償請求を怠るとして必要な措置を求める件
- (2) 請求人 練馬区 谷合周三
品川区 佃 克彦
- (3) 請求の受付 平成14年6月14日

3 監査委員の勧告

- (1) 内容 平成9年6月23日から平成12年12月18日までの間に入札を行った予定価格が8,000万円以上の造園工事（以下「本件造園工事」という。）のうち、公正取引委員会が課徴金納付命令を行うに当たって談合行為の存在を認定した33件について損害額を算定し、損害賠償請求権を行使すること。
- (2) 措置期限 平成14年11月30日
- (3) 知事及び請求人への通知 平成14年8月8日

4 知事の講じた措置

- (1) 算定した損害額等
本件造園工事のうち、公正取引委員会が課徴金納付命令を行うに当たって談合行為の存在を認定した33件について損害額を契約金額の10%相当額と算定し、平成15年1月31日を納入期限として、494,434,500円を請求した。
- (2) 措置年月日（損害賠償請求年月日）
平成14年10月31日

（参考）関係法令【地方自治法第242条第9項】

監査委員の勧告があったときは、当該勧告を受けた長、職員等は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講じるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

問い合わせ先
監査事務局総務課
直通 03-5320-7011

